

2006 年対ベトナム中間 CG 会合報告

2006 年 6 月 18 日

GRIPS 開発フォーラム 島村真澄

2006 年 6 月 9～10 日にベトナムのニャチャンにて開催された対ベトナム中間 CG 会合（支援国会合）¹にオブザーバー参加した。また、中間 CG 会合後 6 月 16 日までハノイに滞在し、現在取り組んでいる研究（開発プロセス管理と援助）の中間報告（ワークショップ開催）および情報収集を行った（ワークショップ招待者・面談先はベトナム政府関係者、援助関係者、研究者等）。在越日本大使館をはじめ JICA 事務所、JBIC 事務所等、今回の出張に際しご協力頂いた関係者各位に感謝したい。以下、中間 CG 会合の概要・所感を記す。

【2006 年対ベトナム中間 CG 会合概要】

今次中間 CG 会合でベトナム政府は、次期五ヵ年計画(2006～2010 年)で設定した野心的な開発目標とその実現に向けた強いコミットメントを表明した。これに対してドナー側からは、次期五ヵ年計画の着実な実施に向けて、引き続きベトナム政府を支援していく意向が示された。

PMU²18 の汚職疑惑が発覚した直後の中間 CG 会合であり、討議内容が注目された。ベトナム側からは随所で真相の解明と公表・汚職防止・信頼回復に向けた強い意気込みが示され、本件に関する真剣な取り組み姿勢をアピールするかたちとなった。日本は、汚職問題への深刻な懸念を表明し、仮に ODA の不適切な使用が判明した場合、ODA に対してネガティブな影響が及ばないかを懸念せざるを得ない、再発防止・制度改善のための具体的な行動計画を示すべき、こうした行動計画の策定にドナーも協力すべきと発言。他のドナーからは、ベトナム政府に対して異口同音にガバナンスの強化・汚職防止に向けた抜本的・包括的な取り組みを求める声があがったが、総じてベトナム側の汚職問題への断固とした取り組み表明を評価する発言が目立った。³

ベトナム政府の中・長期的開発ビジョンを成功裏に実現するための社会・経済の基盤として、ガバナンスの強化、諸改革の促進、制度構築、能力強化、人材育成が不可欠である旨、ベトナム側・ドナー側双方で意見が一致した。

¹ 中間 CG 会合は、毎年 12 月頃にハノイで開催される支援国本会合(CG 本会合)の中間時点(6 月頃)に行われる非公式な会合。毎年地方で開催されており、開催地は地域的バランスに配慮して北部・中部・南部から交互に選定されている。今までフエ(1998 年)、ハイフォン(1999 年)、ダラット(2000 年)、ホイアン(2001 年)、ホーチミン市(2002 年)、サパ(2003 年)、ヴィン(2004 年)、カントー(2005 年)で開催された。

² PMU: Project Management Unit PMU の本来の機能は、政府によって承認された案件の実施・監理である。

³ 中間 CG 会合初日(6 月 9 日)に、ベトナム政府(キエム副首相)および各国ドナー代表で別途非公式昼食会が開催され、本件汚職疑惑に係わる 이슈ーについて討議がおこなわれたことがキエム副首相および複数のドナーからの発言で明らかとなった。同昼食会の場でもキエム副首相は、ベトナム政府の汚職問題への真剣な取り組みを表明すると共に、ドナーからの継続的な支援の必要性を唱えた模様。同席上、日本は、他のドナーより突出して本件疑惑に対する憂慮を示した模様。(6 月 10 日の閉会セッションにおいてキエム副首相は同昼食会の模様を紹介した)

- 6月9～10日ニャチャンにおいて、ベトナム政府、世銀共催により、中間CG会合が開催された。同会合にはベトナム政府・ドナー・民間セクター(約40カ国・機関)から計200名程度が出席した。
- 今次中間CG会合の主要テーマは、ベトナム政府の次期五ヵ年計画(2006～2010年)であった。⁴ “Tasks and solutions for successful implementation of the Socio-Economic Development Plan, 2006-2010”と題して、ベトナム側から次期五ヵ年計画の3本柱：経済成長(ビジネス開発)、社会的包含性(Social Inclusion)、環境面における持続可能な開発⁵について説明があった。⁶また個別イシューとして、ガバナンスと制度改革、WTO加盟、主要セクターにおける取り組み等多岐にわたる議論が行われた。さらに、援助効果向上・調和化の取り組みについても討議が行われた。
- 国会会期中であったが、キエム副首相、タン国会外交委員会副委員長とも中間CG会合に出席。ベトナム政府が汚職防止やODAの効率的な活用に真剣に取り組む姿勢を示したものと捉えることができる。(今までのCG会合に参加してきたヴ・コアン副首相は今回の会合には参加せず。)

【所感】

(1) 次期五ヵ年計画全般

- ベトナム政府は、「低所得国からの早期脱却」という野心的な開発ビジョンを表明、引き続き成長路線を堅持していく意思を示した。2006～2010年の平均GDP成長率目標を7.5～8%に設定し、2010年までに一人当たりGDPを1,000ドル超に、2020年までに近代的な工業国に移行するという目標を掲げた。ベトナム政府は、2006～2010年の経済成長目標を達成するために必要な資本投資をUS\$138.6 bilと強気の試算を行い、ODA動員はUS\$17 bil(コミット額)、US\$10.9 bil(ディスバース額)と予測。IMFはベトナム政府の財政・金融拡大路線に警鐘を鳴らし、インフレ率の上昇や外的ショックからの脆弱性増大のリスクを指摘した。また、中期的に債務の持続可能性を確保するためには、遅延がみられる経済分野での改革、すなわち金融セクター改革(国営商業銀行改革、不良債権処理、中央銀行の監督機能強化等)やSOE改革(株式化等)をより一層加速させることが肝要であると強調した。IMF発言の背景には、ベトナム政府が経済成長目標を達成するためには公的資金以外にも民間資金の動員が不可欠であり、そのためには民間投資の阻害要因を極力排除して改革を一層促

⁴ 次の「五ヵ年の方向性」は第10回共産党大会(2006年4月18～25日)にて既に承認済。五ヵ年計画自体は現在会期中の国会(会期は2006年6月末までの予定)で間もなく承認される見通し。

⁵ 改正環境保護法(Revised Environmental Protection Law)が昨年11月に国会承認されている。環境対策に向けた具体的な制度整備とその着実な適用・実施が課題である。

⁶ 従来の五ヵ年計画(2001～2005年)の3本柱は、経済成長、社会開発、ガバナンスであった。今次五ヵ年計画(2006～2010年)は第3の柱として「環境」を置き、ガバナンスは経済成長・社会開発・環境の3本柱を基盤から支えるものと考えている模様。

進していくことが必要との考えがある。⁷世銀は IMF に比べてやや控えめなトーンではあったがベトナム経済にとってのリスク・ファクターを指摘すると共に、民間投資を含めた資金調達が多様化を支持。また、公共投資(特にインフラ整備)・ODA の効率的な活用・管理の重要性を指摘。ADB も効率的な ODA 資金の動員と援助吸収能力向上の必要性、承認手続きの簡素化による透明性の向上・責任の所在の明確化、チェックアンドバランス機能の内在化の必要性を唱えた。さらに、世銀は計画と予算のリンケージ強化を図るため、中期財政枠組み(MTF⁸)や中期支出枠組み(MTEF⁹)を整備していく必要があると指摘した。日本からも、五ヵ年計画と公共投資計画・年次計画・予算とのリンケージ強化を通じた財政管理の効率化がベトナムの持続的成長・貧困削減に重要であること、公共投資の維持管理費用も勘案した中期的な予算策定が必要であることを指摘。ドナー側の発言は、PRSC¹⁰や各種パートナーシップグループ活動、二国間協議等の政策対話を通じて従来より継続的に指摘している事項である。

- 今次中間 CG 会合では、ベトナム側・ドナー側共に「CPRGS¹¹」という文言には言及がなく、ドナー側は次期五ヵ年計画を新 PRSP(CPRGS)として事実上認めているという印象を受けた。¹²ドナー側は次期五ヵ年計画の策定プロセスを概ね歓迎しており、ドナーを含め幅広いステークホルダーによる参加型の形成、ボトムアップのアプローチ、成果志向、モニタリング評価システムの導入¹³等を評価。CPRGS の精神が次期五ヵ年計画に実質的に継承されたことを歓迎する姿勢が示された。内容面では、世銀等がベトナム政府の市場経済化移行に向けたビジョンを評価する一方、

⁷ 従来のベトナム政府の五ヵ年計画は、計画経済の名残から「こうあるべき」という目標ありきの規範的な計画(directive plan)として位置づけられてきた。今次五ヵ年計画の野心的な経済目標達成に向けてベトナム政府が財政の拡大路線を維持した場合、財政破綻のリスクは増大する(特に、民間からの投資が期待に反して不十分だった場合)。IMF はこのような事態を回避するため、今次五ヵ年計画を indicative plan として位置づけることでベトナム側と合意した模様。すなわち社会・経済情勢に応じて柔軟に軌道修正を行うようベトナム政府に求めた。(中間 CG 会合後、ADB より聴取)

⁸ MTF: Medium-term Fiscal Framework

⁹ MTEF: Medium-term Expenditure Framework

¹⁰ PRSC: Poverty Reduction Support Credit(貧困削減支援借款)。世銀が導入した政策支援型プログラムローン。CPRGS の実施を支援するために供与される。日本は全世界で初めてベトナムで協調融資に参加(第三次借款の PRSC3 より参加。現在は PRSC5 まで案件形成が行われている)。

¹¹ CPRGS: Comprehensive Poverty Reduction and Growth Strategy(ベトナム版貧困削減戦略ペーパー(PRSP)である)包括的貧困削減成長戦略のこと。

¹² 世銀・ADB は、次期五ヵ年計画が新 PRSP と位置づけられるかどうかレビューを行い、同レビュー結果をそれぞれ Country Assistance Strategy(CAS)および Country Strategy Paper(CSP)に盛り込むことを検討中とのこと。同レビューに関しては、世銀/IMF は 9 月に理事会で Joint Staff Assessment(JSA)を審議する予定。世銀の新 CAS、ADB の新 CSP の最終的な策定は、JSA の結果をふまえて行われる見込みとのこと。日本も次期五ヵ年計画の内容を踏まえて、今後、国別援助計画の改訂作業を行う予定。(中間 CG 会合後、ADB および日本の現地 ODA タスクフォースより聴取)

¹³ 次期五ヵ年計画のモニタリング評価枠組み(Appendix)は現時点で完成していない模様。(中間 CG 会合後、ADB より聴取)

一部ドナー(UNDP、カナダ)よりガバナンスやアカウンタビリティに係わる 이슈ーにもより注視すべきとの意見があった。

- 次期五ヵ年計画の実施に向けた課題として、日本を含む多くのドナーが地方政府およびセクター省庁の能力強化の重要性を唱えた。分権化の動き¹⁴が進む中で、地方・セクターレベルでの計画策定能力の向上、ODA を含む公共財政管理の改善が急務となっている。日本は、中央・地方レベル双方での計画策定能力の向上、計画担当者の意識改革が必要であると指摘し、ホアビン省において JICA が実施中の能力向上の取り組みについて紹介した。世銀・UN・豪・フィンランドは、能力強化にあたってはセクター横断的かつ統合的なアプローチが重要であると指摘した。

(2) ガバナンスと諸制度改革

- PMU18 の汚職疑惑に関しては、今次中間 CG 会合の直前(6月5日)にハノイで開催されたベトナムビジネスフォーラム(VBF)¹⁵でも討議が行われたことが紹介され、調達の問題を中心に、ビジネス関係者から強い懸念が示された旨報告があった。VBF では計画投資省のフック大臣より汚職防止、透明性・アカウンタビリティ向上に向けたベトナム側の強い決意が示された模様。中間 CG 会合では本 이슈ーに対して日本から深刻な懸念を示した。仮に ODA の不正使用が明らかになった場合、ODA にネガティブな影響が及ばないか懸念せざるを得ないこと、再発防止・制度改革のための行動計画を具体的な時間割をもったかたちで提示すべきこと、こうした行動計画の策定に際しては、ドナーとしても協力していくべきであることを表明した。他ドナーからも異口同音に指摘はあったが(ドナー側納税者からの憂慮の声、ベトナムの貧困層への影響等)、概してベトナム政府の本問題への断固とした取り組み姿勢を前向きに評価し、近代的なガバナンスの構築努力を引き続き支援していくというものであった。DFID(英)は、今回の汚職疑惑について、本国への説明責任を果たす上で苦しい立場に置かれているとしながらも、ベトナム側に対して短期間で完璧を求めることは現実的ではないとし、改善の軌跡が確認できれば容認するといった非常に「寛容な」姿勢を示した。さらに、DFID が中心となってベトナムで普及を進めている財政支援の取り組みは汚職防止にも効果的に寄与するとの根拠不明な発言があった。なお、汚職防止の分野で主導的に支援を行ってきているスウェーデン、カナダ、デンマーク、オランダ、ノルウェイは、今後もベトナム政府監

¹⁴ 中間 CG 会合の翌週、ハノイで開催したワークショップ(「開発プロセス管理と援助」調査の中間発表)においても MPI をはじめとするベトナム政府関係者や研究者等から、現在ベトナムでは分権化の 이슈ーについて活発な議論が行われているとの指摘があった。同ワークショップでは MPI 幹部より、具体的にどこまで分権化を進めるのが適切かといった問題提起が行われ、改革のスピードやシークエンシングの問題、地方政府・セクター省庁のキャパシティ強化の必要性等についても出席者から活発な意見が出た。

¹⁵ ベトナムの経済全般・ビジネス環境整備等に係るマルチの協議の枠組み。ベトナム政府(MPI)、IFC/世銀がチェアを務める。ベトナム側政府関係機関、ベトナム国内産業会代表、各国政府・ドナー関係機関および各国・地域商工会が参加。

査機能の強化を支援していく旨表明。

- ベトナム側(キエム副首相、フック計画投資大臣、国家監査院タン副総裁)は会合の冒頭、個別セッション、閉会において、本イシューについて政治・経済・法律・行政等あらゆる面から断固として取り組む姿勢を示し、信頼の回復に努める旨強い決意表明を行った。ベトナム政府は、真相の解明と公表、ODA を含む国家予算管理の強化策策定とその実施・モニタリングに全力を尽くすことを約束した。
- ガバナンスの問題は、ODA のみの問題ではなく国家財政全体の問題であること、汚職防止・行政改革・法制度整備・司法制度改革等包括的かつ横断的に対処すべきイシューであることという認識が参加者の間で共有された。国家監査院は、調達・土地管理・国家予算・資本投資の4重点分野で改革を進めており、2005年11月に国会採択された汚職防止法の普及、政府内の意識改革にも取り組んでいると報告。欧州を中心とするドナーやNGOは、公正なメディアの役割や独立した非政府組織による監視の重要性について指摘。また、現行では低すぎる公務員給与の制度改善の必要性を指摘するドナーもあった。
- 計画投資省(MPI)対外経済関係局のミン局長は、MPIでは首相指示により2005年8月よりPMUの役割・機能・課題についてレビューを行ってきたことを報告。また同レビュー内容を踏まえてMPIが現在策定中の「PMUに係わる規則(案)」の概要について説明があった。(詳細は「援助効果向上・調和化の取り組み」の項目に記載)

(3) WTO加盟と経済分野での改革

- ベトナム政府より、昨年より持ち越しとなっていた一部の国との二国間交渉が妥結したとの報告があった。米国との二国間交渉も合意に達し、2006年5月31日にホーチミン市で正式調印が行われたとのこと。7月にジュネーブで多国間交渉が行われる予定で、これが加盟を決定する最終交渉となる見込み。
- ベトナム政府は、WTO加盟後の行動計画策定・実施のための技術協力受け入れ(Beyond WTOプログラム)を検討中。政府内に省庁横断的タスクフォース¹⁶を設置し、本件支援に関心を示しているDFID・AusAID(豪)と共に案件組成を進めている。
¹⁷DFID・AusAIDは、コモンバスケット方式(Multi-Donor Trust Fund方式)で他の関心ドナーと共同支援を行う意向。¹⁸WTO加盟・国際経済統合後の対応を視野に入れたベトナム政府の改革の取り組みと実効性の確保、便益の享受とリスク要因・社会

¹⁶ ベトナム政府のタスクフォースは、計画投資省、商業省、財政省、司法省、Office of the Government(首相府)の各代表者から構成。

¹⁷ 案件名は、“Beyond WTO: Enhance Vietnam’s capacity to sustain pro-poor growth and protect poverty reduction gains” Beyond WTOプログラムについては、2005年12月のCG会合においてグ・コアン副首相が構想を発表し、ドナーの協力を呼びかけていた。

¹⁸ ベトナムではPRSCに象徴されるように、同枠組みの中で資金的な協力を行っていないドナーも政策対話に参加することが認められている。本件Beyond WTOプログラムにおいても(資金協力の如何に係わらず)関心ドナーが政策対話に参画できるような配慮を行うことが肝要である。

的インパクトの軽減に向けた対策については、日本はマルチの政策対話では PRSC¹⁹ で、パイの政策対話では日越共同イニシアティブ²⁰等で既に進めてきている。今般ベトナム政府が立ち上げ予定の Beyond WTO プログラムの枠組みに仮に日本が参加する場合、既存の支援枠組みによる支援内容との整理を行い、重複や非効率を極力排除し、それぞれの取り組みが相乗効果を発揮できるようなかたちで支援を行っていくことが重要と考える。

- NGO(Oxfam Great Britain)は、ベトナムの WTO 加盟に伴うリスクや社会的インパクトは甚大であると予測されるため、負のインパクトを軽減するための適切な措置が必要であると強調した(同 NGO は、過去の CG 会合から一貫してかかる主張を力説してきている)。上述の Beyond WTO プログラムの目標も「pro-poor growth の維持と貧困削減から得られる便益の確保を通じて、ベトナムの経済・社会開発目標を実現するキャパシティを強化すること」であり、NGO の指摘事項と矛盾するものではないと思われる。米国は、汚職疑惑の問題が今後のベトナムの WTO 加盟による便益に悪影響をもたらさないようにすべきと指摘。
- 日本は、経済分野における諸改革について、金融セクター改革は、「銀行セクターロードマップ」の首相承認を評価、同内容が着実に実施されることを期待する、国営商業銀行(SOCB)については、国際会計基準に沿ったかたちで資産評価が行われ、不良債権への引き当てが強化されることを期待する、SOE 改革は、改革の方向性を支持、経済グループ化される総公社 8 社の市場原理に基づいた透明性ある経営が生き残りのためにも重要と述べた。

(4) 主要セクターにおける取り組み

- 農業・農村開発、教育、保健・HIV/AIDS、運輸の各セクターにおける取り組みについてベトナム側ライン省庁から報告があり、討議が行われた。農業・農村開発セクターではベトナム側は、今後、一層の分権化を進めていくことを表明。保健セクターでは、セクターワイドアプローチや財政支援といった新たなモダリティ導入に向けた調査がスウェーデンとオランダの支援で行われていることについて、ベトナム政府および欧州ドナーからこれを歓迎する声があがった。HIV/AIDS 問題については 2003 年 12 月の CG 本会合から一貫して重要アジェンダにとりあげられており、

¹⁹ 次期五ヵ年計画(2006～2010年)を基本文書とする PRSC6 以降の形成・実施については、PRSC1～5 の評価および次期五ヵ年計画の評価(PRSP に代わるものとして位置づけられるかどうかの見極め)を行った後、正式に検討が行われる見込み。但し実態としては、世銀を含め関係各ドナーは、既に PRSC6～10 の実施を前向きに捉えている様子。

²⁰ 投資環境整備によるベトナムの競争力強化を目指す日越二国間の取り組み。44 項目からなる行動計画を策定(2003 年 12 月)。同行動計画は、投資企業へのインタビューなどを通じて、ベトナムにおけるビジネス環境の問題点を洗い出し、これら問題点に対する具体的対応策をまとめたもの。行動計画の実行率は 8 割以上に到達し、2005 年末に第 1 フェーズが成功裡に終了。現在フェーズ 2 を実施中。

²¹フィンランド・アイルランド・DIFD(英)等複数の国/ドナーから本イシューへの対策の重要性が指摘された。また、少数民族や貧困層等への配慮の必要性について、欧州ドナーが中心となって指摘。

- 次期五ヵ年計画(2006～2010年)では、3本目の柱として新たに「環境」が設定されており、会合冒頭の基調プレゼンでもベトナム側は環境面における持続可能な開発の重視を表明している。しかし、個別セッション(主要セクターでの取り組み)では本イシューについて明示的にアジェンダ設定が行われておらず、また、ドナー側から本分野についての指摘があったにも係わらず、ベトナム政府側からの具体的な説明はなかった。ベトナム政府が新たに設定した3本目の柱について、どこまで真剣に取り組んでいこうとしているのか、今次中間CG会合では窺い知ることはできなかった。
- ベトナム側の各省庁から、ハノイ宣言(Hanoi Core Statement : HCS)²²を着実に実施していくとの表明があった。援助効果向上パートナーシップグループの活動の1つである「HCSの普及広報」が奏功したのか、HCSの存在自体は省庁レベルにも認識されるようになった。ただし、各省庁にとってHCSの実施が具体的に何を意味するのか、その具体的な内容と実際の業務への影響について本当に理解しているかどうかは不明である。

(5) 援助効果向上・調和化の取り組み

- 計画投資省対外経済関係局のミン局長および援助効果向上パートナーシップ(PGAE)のドナー側共同議長であるデンマークより援助効果向上の取り組みについて報告。昨年12月以降の進展としては、ハノイ宣言(HCS)の実施促進のため6つのテーマ別グループが設置され、調達、公共財政管理、ODA オンバジェット化、環境社会影響評価、経費基準(Cost Norms)、HCS普及広報といったイシュー毎に具体的な作業が進められている。HCSの実施状況やインパクトについて独立した第三者によるモニタリングも行われる見込み(独立モニタリング)。
- PGAEが今次中間CG会合配布用に発行した活動報告書を見ると、各テーマ別グループの今後半年間の作業予定は、ガイドラインやロードマップ、アクションプラン

²¹ HIV/AIDS問題についてはこれ以前のCG会合でも言及されていたが、2003年12月のCG本会合は世界エイズデーと重なったこともあり、同イシューが正式アジェンダとして採用された。同会合の中で一部ドナーから「来年のCG会合でもHIV/AIDS問題をアジェンダに採用し、引き続き議論を行いたい」との要望が示され、これに他ドナーも賛同。こうしてHIV/AIDS問題は、CG会合の議場で多くのドナーの賛同を得たかたちで翌年の会合のアジェンダにも設定され、その後も継続して主要アジェンダとしてとりあげられている。

²² ハノイ宣言(HCS)は、援助効果向上のためのパリ宣言(2005年3月策定)をベトナムの文脈に現地化したもの。HCSはベトナムにおける援助効果向上の取り組みのガイドポストと位置づけられており、2005年9月に首相承認を得ている。HCSのモニタリング指標はパリ宣言と同様に、オーナーシップ、アライメント、調和化と簡素化、開発成果マネジメント、相互アカウンタビリティの5つのカテゴリーで構成、2010年までの達成目標と測定指標が明示されている。

といった計画づくりが主な内容となっている。PGAEでの作業は、2003年末のPGAEの設立当初から、調和化行動計画の作成、財政支援等概念整理ペーパーの作成、「CPRGS アプローチ」概念整理ペーパーの作成、HCSの作成等ペーパーや計画の作成作業が中心で、多くの事項について具体的な実施には至っていない。今次中間CG会合では、EC・豪や共同議長であるデンマークからもPGAEの活動はbureaucratizeしてきているとの指摘があり、関係者間で相当の疲れが出てきていることが窺えた。従来までのCG会合では、ベトナムの援助効果向上の取り組みは全世界の中でも先進的で賞賛に値するといった自画自賛の声が大勢を占めてきたが(DFIDは今次会合でもかかるトーンを維持した発言があった)、今回の会合では、「PGAEの活動が本当に取引費用の削減に貢献しているのか、きちんとモニターし実態を見極める必要がある」との発言が欧州ドナーからあり、短期間で目に見える成果(quick wins)を出していこうという指摘があったのは印象的だった。かねてから日本が指摘してきたことが他のドナーにも実感を持って語られるようになった。

- LMDG²³メンバーであるカナダがプロジェクト支援の重要性にも言及しつつ、援助モダリティの多様性の尊重・相互補完性の重要性を唱えたことは興味深い。従来から日本とLMDGドナー間の対立要因であった援助モダリティの 이슈について、日本の主張をカナダが代弁したことで、日本の考え方の客観性が増したといえよう。また、援助モダリティへの考え方について、LMDGも決して一枚岩ではなく、温度差があることが今回のカナダの発言でより明確になった。(従来CG会合では、ベトナムにおける財政支援の導入に対してはドイツが慎重な姿勢を示してきた。)
- ECドナーを中心に、テーマ別グループ活動の1つである経費基準(Cost Norms)の設定について多くの言及があった。2010年までにグラント分野のプロジェクト管理に係わる共通経費基準の作成を目指すもので、今年中にベースライン調査を実施する予定とのこと。EC諸国のODAに係わる経費基準を設定して透明性を高めることにより、ドナーが関与する案件の経費水準の歪みを改善しようという狙いである。
- Cost Normsの議論に関連して、上述のECの取り組みとは別に、ADBが投資事業のコスト積算におけるベトナム側の問題点を指摘。ベトナム側は事業費積算に際して、計画経済の名残から政府が設定した積算単価に依存するケースが多いが、現実の価格が入札等で決定する以上、国内・国際市況の動向を十分に尊重し、適切なレベルの予備費を計上することが重要であると指摘した。ADBの発言は、5Banks²⁴による

²³ Like-minded Donor Group: 欧州ドナーをはじめとするグラント供与を中心としたドナーグループ。Non-project instrumentとしてDirect Budget Support (DBS)、Sector Budget Support、Sector Wide Approaches (SWAPs)の導入といった援助モダリティ(資金・技術協力の形態)の側面における共通化を提唱している。

²⁴ 5Banks: JBIC、世銀、ADB、KfW(独)、AFD(仏)。“Concessional lending”という共通するモダリティを持つ援助機関として、事業実施に係る課題や問題点を共有し、手続き調和化を含め、効率的・効果的な援助を実施するための具体的な対策を共同で検討していく枠組み。

手続き調和化や JPPR²⁵等での取り組みを通じてベトナム側と継続的に議論されてきていることであり、目新しい論点ではない。今回発言を行った ADB 所長はベトナム事務所着任後初めての CG 会合であったこともあり、5Banks 以外の幅広いドナーが集まる会合で具体的な問題点を指摘したことは一定の意義があったと考える。

- 計画投資省(MPI)対外経済関係局のミン局長は、ODA プロジェクト管理の改善に向けた対応策について報告。MPI は、2005 年 8 月の首相指示により PMU の機能・責任・権限・組織・運営・監督監理について明記した規則(ODA の PMU 組織・管理に係わる規則)の提出が求められている(2006 年 6 月中)。その後発覚した PMU18 の汚職疑惑は、PMU 規則の必要性を改めて認識させるものであると指摘した。ODA プロジェクト管理における現行 PMU の問題点について、ODA の実施に係わる現在の規定(ODA 政令 17 号、回章 6 号等)の遵守が不十分であること、ODA 実施に関連する法律・規則間に齟齬があり、整合性が欠如していること(例えば、建設管理政令 16 号と他の政令・規則間との齟齬(調達に係わる規定))、ライン省庁やプロジェクト主管官庁による PMU の監督メカニズムが不十分であること、PMU の運営に対して実施機関のモニタリング・評価が欠如していること、プロジェクト管理に係わる職員の能力が不足していること等を指摘した。またミン局長は、MPI で策定中の PMU 規則案の概要についても説明。これに対し、DIFD からは、ODA の実施改善に係わるベトナム側の取り組みを評価する声があがり、透明性・チェックアンドバランス機能が強化されるような PMU 制度の構築を期待するとの発言があった。ODA マネジメント体制の強化については、従来から 5Banks でも PMU の役割の明確化と能力強化の重要性を指摘してきているが、PMU にもさまざまな形態が存在し、各形態によって長短があることから、²⁶それぞれの特徴に応じた強化策を検討していく必要があると思われる。
- ベトナム政府が策定中の “ Strategic Framework for ODA Mobilisation and Utilisation (2006-2010) ” ²⁷のドラフトは、本年 4 月に MPI から首相府に提出済(現段階では首相府未承認)。昨年 12 月の CG 会合に続き、今次中間 CG 会合においても更新版サ

²⁵ Joint Portfolio Performance Review: 5Banks による合同のポートフォリオ・レビュー。

²⁶ ベトナムの PMU の形態には次のようなものがある。 Temporary and Semi-Integrated PMU (仮設であり、かつ既存の官公庁の組織を一部活用した PMU): 既存の官公庁の組織を一部活用して PMU が事業を実施するもの。例えば、ある事業について、既存の関係省庁が事業計画・資金計画・一般管理といった機能を保有するが、調達・財政管理・レポート等の一部機能がアウトソースされるようなもの(MOET や MOH が関与するプロジェクトでは、これらの組織を一部活用した PMU が設置されている。事業完成後、PMU は解散する)、 Permanent and Semi-Integrated PMU (常設であり、かつ既存の官公庁の組織を一部活用した PMU。MARD Central Project Office (CPOs) はこの典型例。CPO 内にチームが組成され、それぞれ異なる ODA 事業の実施を担う)、 Permanent and Fully-Integrated PMU (常設であり、かつ既存の官公庁の組織内部に設置された PMU): 既存の官公庁の組織の内部に PMU が設置され、関係省庁の職員をメンバーに雇用。当該 PMU の全面的な責任において事業が実施されるもの(EVN や MOT の PMU がこれに該当。EVN や MOT の組織内に常設の PMU が設置され、事業実施にあたる)。

²⁷ 当初は ODA マスタープランと呼ばれていた。

マリーが配布された。ベトナム政府の今後 5 年間の ODA 動員・活用に係わるビジョンが記述され、主要セクターおよび地域毎の ODA の動員・活用戦略に加え、各ドナーの過去の支援実績に基づく特徴等を踏まえた分析(支援分野や援助モダリティ等)が盛り込まれるものとみられる。中間 CG 会合の翌週に個別面談を行った MPI 幹部によると、同戦略は既に実質的に首相承認を得ているとのこと。また援助モダリティについて MPI 幹部は、ベトナム政府は Program Based Approach に基づいて多様性を重視していく方針であると明言した。同戦略は本年 7 月中の完成を目指しており、完成後、一般にも公開する予定とのことだった。

- ODA 政令 17 号(Decree 17)は首相府未承認。中間 CG 会合の翌週に個別面談を行った MPI 幹部によると、Decree 17 の完成が遅延している背景に、現在、ODA を含む公共投資事業の計画・実施について規定する公共投資令(Public Investment Regulation)²⁸の策定が進められており、整合性の観点から Decree 17 もこの影響を受けるためとのことであった。Public Investment Regulation は現在第 8 ドラフト。完成後は法律(Law)に格上げされる可能性があるとのことだった。

以 上

²⁸ 策定中の Public Investment Regulation は、1999 年に施行された公共事業建設・投資政令 52 号:Decree 52(Decree 12(2000 年)、7(2003 年)により改定)を改定するものではなく、今般新たに制定する規則であるとのこと。